愛鉄連健康保険組合規約

愛 鉄 連 健 康 保 険 組 合

（令和８年１０月１日）

愛鉄連健康保険組合規約

第 １ 章　　総　　則

（組合の目的）

第１条　この健康保険組合（以下「組合」という。）は、健康保険法（大正１１年法律第７０号。以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員である被保険者の健康保険を管掌することを目的とする。

（組合の名称）

第２条　この組合は、愛鉄連健康保険組合という。

（組合の事務所等）

第３条　この組合の事務所は、次の場所に置く。

名古屋市中村区黄金通１丁目１８番地

（設立事業所の名称及び所在地）

第４条　この組合の設立事業所の名称及び所在地は、別表１のとおりとする。

第 ２ 章　　組　合　会

（議員の定数）

第５条　この組合の組合会の議員の定数は、５０人とする。

（被選挙権を有しない者）

第６条　次に掲げる者は、議員となることができない。

（１）　法第１１８条第１項各号のいずれかに該当する者

（議員の任期）

第７条　議員の任期は、３年とする。

２　前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。ただし、選定または総選挙の日が前任者の任期満了前であるときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

３　議員に欠員を生じたため、新たに選任された議員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　議員の定数に異動を生じたため、新たに選任された議員の任期は、現に議員である

者の任期満了の日までとする。

（互選議員の選挙の方法）

第８条　被保険者である組合員の互選する議員（以下「互選議員」という。）の選任は、単記の無記名投票による選挙により行わなければならない。ただし、議員候補者の数が選挙すべき議員の定数を超えない場合は、この限りでない。

２　前項の投票は、１人につき１票とする。

３　選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は、総選挙前に組合会において定める。

（互選議員の選挙の管理）

第９条　互選議員の選挙においては、選挙長を置かなければならない。また、２以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者を置かなければならない。

２　選挙長及び投票管理者は、理事長が選任する。

３　選挙長は、選挙会の開閉、開票の管理及び、当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。

４　投票管理者は、投票所の開閉その他投票の管理を行う。

５　互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録を、投票管理者は投票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。

ただし、第８条第１項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、この限りではない。

（当選人）

第１０条　選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。ただし、議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の６分の１以上の得票がなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、第８条第１項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、当該議員候補者をもって当選人とする。

（選挙の無効）

第１１条　選挙は、選挙の規定に違反することがあって、選挙の結果に異動を生ずるおそれがある場合に限り無効とする。ただし、当選に異動を生ずるおそれのない者を区分することができるときは、その者に限り当選の効力を失うことはない。

（互選議員の選挙執行規程）

第１２条　この規約に定めるもののほか、互選議員の選挙に関して必要な事項は、組合

会の議決を経て別に定める。

（選定議員の選定）

第１３条　事業主である組合員が選定する議員（以下「選定議員」という。）は、互選議員の総選挙の日に選定しなければならない。

２　選定議員に欠員を生じたときは、事業主である組合員はすみやかにその欠員について議員を選定しなければならない。

３　事業主である組合員は、議員を選定したときは、文書で理事長に通知しなければならない。

（議員の就職・退職）

第１４条　議員が就職、又は退職したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

（通常組合会）

第１５条　通常組合会は、毎年２月及び７月に招集することを常例とする。

（臨時組合会）

第１６条　理事長は、議員の定数の３分の１以上の者から会議の目的である事項を示して組合会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から２０日以内に臨時組合会を招集しなければならない。

２　前項のほか、理事長は、必要があるときは、いつでも臨時組合会を招集することができる。

（組合会招集の手続）

第１７条　理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して、開会の日から少なくとも６日前に招集状を送付しなければならない。

２　前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。

３　組合会はテレビ会議システム及び web 会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム（以下「会議システム」という。）により開催することができる。

（代　理）

第１８条　議員は、組合会に出席することができないときは、あらかじめ通知のあった組合会に付議する議案について賛否の意見を付した書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使できる。

２　前項の代理については、選定議員の場合は組合会に出席する他の選定議員、互選議

員の場合は組合会に出席する他の互選議員でなければ代理を行うことはできない。

（組合会の傍聴）

第１９条　組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったとき又は会議システムにより組合会を開催したときは、この限りでない。

（組合会の会議規則）

第２０条　組合会は、会議規則を設けなければならない。

（組合会の議決事項）

第２１条　次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

（１）規約の変更

（２）収入支出予算及び事業計画

（３）収入支出決算及び事業報告

（４）規約及び規程で定める事項

（５）その他重要な事項

２　理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第 18 条第 1 項の規定による書面の提出を求めることとし、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号。以下「施行令」という。）第 9 条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。

（１）議員の疾病、負傷

（２）議員に係る災害又は交通途絶

（３）災害等の発生による外出自粛要請

３　理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。

（会議録の作成）

第２２条　会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

（１）開会の日時及び場所

（２）議員の定数

（３）出席した互選議員の氏名（数）、選定議員の氏名（数）、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名（数）、並びに代理を受けた議員の氏名

（４）議事の要領

（５）議決した事項及びその賛否の数

２　会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。

（１）会議システムで組合会を開催した旨

（２）会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨

（３）システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨

（４）会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所

３　書面による議決をおこなった場合の会議録には、第１項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。

４　会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。

ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。

（議員の旅費及び報酬補償）

第２３条　議員の旅費及び被保険者である議員が、その職務を行うことにより、平常の業務に対する報酬を受けることができない場合における補償の額並びにこれらの支給の方法は、組合会の議決を経て別に定める。

（組合会の検査）

第２４条　組合会は、法第２０条に規定する検査を行う場合において、委員を置くことができる。

２　前項の検査に関して、必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第３章　役員及び職員

（理事の定数）

第２５条　この組合の理事の定数は、２４人とする。

（理事及び監事の任期）

第２６条　理事及び監事の任期は、議員の任期とする。

２　理事及び監事は、その任期満了の日前に、議員の資格を失ったときは、その資格を失う。

３　理事及び監事に、欠員を生じたため、新たに選挙された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

４　理事の定数に異動を生じたため、新たに選挙された理事の任期は、現に理事である者の任期満了の日までとする。

５　理事及び監事は、第１項の規定にかかわらず、任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行う。

（理事、理事長及び監事の選挙）

第２７条　理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。

２　前項に定めるもののほか、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

（理事会の構成）

第２８条　この組合に理事会を置き、理事をもって構成する。

（理事会の招集の手続き）

第２９条　理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

２　前項のほか、理事長は、理事の定数の３分の１以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の３日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

４　前項の規定は、監事について準用する。

５　理事会は会議システムにより開催することができる。

（理事会の決定事項）

第３０条　次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。

（１）組合会に提出する議案

（２）常務理事の選任及び解任の同意

（３）事業運営の具体的方針

（４）準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法

（５）この規約に定める事項

（６）その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

（理事会の議事）

第３１条　理事会は､理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

２　理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。

４　前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。

５　理事は､特別の利害関係のある議事については､その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。

６　理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第３項の規定による書面の提出を求めることとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。

（１）理事の疾病、負傷

（２）理事に係る災害又は交通途絶

（３）災害等の発生による外出自粛要請

７　理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。

（理事会の会議録）

第３２条　理事会の議事については、会議録を作成する。

２　前項の会議録については、第２２条の規定を準用する。

（理事長の職務）

第３３条　理事長は、組合の事務を総理し、第３０条の規定により理事会において決定する事項以外の事項について決定する。

（常務理事及びその職務）

第３４条　この組合に１名の常務理事をおき、理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこれを指名する。

２　常務理事は、理事長を補佐し、常務を掌理する。

（監事の職務）

第３５条　監事は、組合の行う事業の全般を監査する。

２　監査は、組合の決算終了後、組合会が決算を承認する前に実施するほか、監事が必要と認めた場合に実施する。

３　監事は、監査を実施したときは、組合会に対し書面をもって意見を述べなければならない。

４　前３項に定めるもののほか、監事の行う監査に関して必要な事項及び様式等は、組合会の議決を経て別に定める。

（理事長の専決）

第３６条　理事長は、施行令第７条第４項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。

２　理事長は、前項の規定による処置を行ったときは、次の組合会においてこれを報告し、組合会において当該事項を決定する場合に必要な議決数をもって承認を得なければならない。

（理事長の事務委任）

第３７条　理事長は、第３３条に規定する事務の一部を常務理事に委任することができる。

（理事長の職務代理）

第３８条　理事長に故障がある場合において、その職務を代理する理事は、理事長が指名する。

（理事、理事長、常務理事及び監事の就任）

第３９条　理事、理事長及び監事は当選が確定した日から、常務理事は理事長が指名した日から就任する。

２　理事、理事長、常務理事及び監事が就任したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

（理事、監事の旅費及び報酬補償）

第４０条　第２３条の規定は、理事及び監事について準用する。

（職　員）

第４１条　この組合に事務長その他必要な職員を置き、理事長がこれを任免する。

２　前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第４章　組合員

（組合員の範囲）

第４２条　この組合は、全国に所在する次の各号に掲げる業種の事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第３条第４項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。

（１）機械器具製造業を主たる業とする事業所

（２）組合の設立事業所との間で、証券取引法（昭和２３年法律第２５号）の規定に基づき定められている財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和３８年大蔵省令第５９号）第８条第３項又は第５項に規定する「親会社」、「子会社」又は「関連会社」と同様な関係にある事業所

（３）その他前⑴、⑵号に掲げる事業所の事業主又は被保険者を主たる構成員とする団体の事務所

（標準報酬）

第４３条　被保険者の報酬月額につき法第４１条第１項、法第４２条第１項、法第４３条の２第１項若しくは法第４３条の３第１項規定により算定することが困難であるとき、又は法第４１条第１項、法第４２条第１項、法第４３条第１項、法第４３条の２第１項若しくは法第４３条の３第１項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。

第５章　保険料

（保険料額及び調整保険料額の負担割合）

第４４条　一般保険料等額及び調整保険料額の負担割合は、事業主と被保険者の折半とする。

（介護保険料額の負担割合）

第４４条の２　介護保険料額の負担割合は、事業主と被保険者の折半とする。

第６章　財務

（会計年度独立の原則）

第４５条　各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これを支弁しなければならない。

（会計年度所属区分）

第４６条　収入の会計年度所属は、次の各号による。

（１）保険料及び調整保険料はその納期末日の属する年度

（２）国庫負担金及び補助金並びに繰越金、繰入金、寄付金、組合債及び財政調整事業交付金はその収入を計上した予算の属する年度

（３）徴収金及び返納金等随時の収入で納入告知書を発するものは納入告知書を発した日の属する年度

（４）前各号に該当しないものは領収した日の属する年度

２　支出の会計年度所属は、次の各号による。

（１）保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構を経由するものにあっては、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構とする。）がその請求を受理した日の属する年度

（２）保険給付のうち前号に定めるもの以外のものについてはその給付を決定した日の属する年度

（３）給料、旅費及び手数料の類はその支払うべき事実の生じた時の属する年度

（４）使用料、保管料及び電力料の類はその支払いの原因となる事実の存した期間の属する年度

（５）工事製造費、物件の購入代価及び運賃の類並びに補助金の類はこれらの契約をした時の属する年度。ただし、法令の規定又は契約により、支払期日の定めのあるものはその支払期日の属する年度

（６）前各号に該当しないものは支払いを決定した日の属する年度

（予備費の費途）

第４７条　一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

（１）事務所費

（２）組合会費

（３）保険給付費
（４）納付金
（５）保健事業費
（６）還付金
（７）営繕費
（８）財政調整事業拠出金
（９）連合会費
(10) 雑支出
(11) 介護勘定繰入

２　介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。
（１）介護納付金
（２）還付金
（３）積立金
（４）一般勘定繰入
（５）雑支出

３　子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。
（１）子ども・子育て支援納付金
（２）子ども・子育て支援金還付金
（３）雑支出

(準備金の保有方法)
第４８条　準備金は､次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない｡ただし、準備金のうち前３年度の保険給付に要した費用の平均年額の１２分の１に相当する額については、（１）又は（２）の方法により保有しなければならない。
（１）預金又は郵便貯金
（２)信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託(運用方法を特定するものを除く｡)
（３）公社債投資信託の受益証券の取得（外国債を運用の中心とするもの又は外貨建外

国債を運用対象として含むものを除く。）

（４）国債証券又は地方債証券の取得

（５）特別の法律により法人の発行する債券で、その債券に係る債務を政府が保証しているもの又は金融機関の発行する債券の取得

（６）償還及び利子の支払の遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債の取得

（７）抵当証券の取得

（８）コマーシャルペーパーの取得

（９）医療情報基盤・診療報酬審査支払機構への委託金

(10) 健康保険組合連合会が組合の共同目的を達成するために設置する施設に対する出資金

(11) 組合間の共同事業として実施する高額医療費及び出産費に係る貸付事業に対する出資金

(12) 法第１５０条の規定による施設である土地及び建物の取得

(13) その他（１）から（11）に類する形態であって、一般的に安全・確実と認められるもの

２　介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項（１）の方法によって保有しなければならない。

（準備金以外の積立金の保有方法）

第４９条　準備金以外の任意積立金は、第４８条第１項の範囲のうち、（１２）以外の方法により保有すること。

（組合財産の管理方法）

第５０条　組合の財産の管理については、「愛鉄連健康保険組合財産管理規程」に定めるところによる。

２　組合の資産の運用については、「愛鉄連健康保険組合資産運用規程」の定めるところによる。

第７章　公　告

（公告の方法）

第５１条　この組合において公告しなければならない事項は、この組合の掲示板に掲示する。

第８章　保険給付

（医療機関の指定）

第５２条　この組合が法第６３条第３項第２号の規定により同号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局として指定しようとするときは、組合会の議決を経なければならない。

（付加給付）

第５３条　削　除

（出産育児一時金付加金）

第５４条　削　除

（家族出産育児一時金付加金）

第５５条　削　除

（埋葬料付加金）

第５６条　削　除

（家族埋葬料付加金）

第５７条　削　除

（家族療養費付加金）

第５８条　削　除

第９章　個人情報の保護

（個人情報保護の徹底）

第５９条　この組合の組合員である被保険者及び被扶養者等にかかるこの組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等を防止するため、個人情報の保護を徹底しなければならない。個人情報保護の徹底を図るために必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第１０章　その他事業

（施設の利用等）

第６０条　この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。

２　この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の方法及び補助額は、組合会の議決を経て別に定める。

（高額医療費貸付）

第６１条　この組合においては、法第１５０条の規定により、被保険者及びその被扶養者の高額医療費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。

２　前項の資金の貸付事業に係る実施細目については､組合会の議決を経て別に定める。

（出産費資金貸付）

第６１条の２　この組合においては、法第１５０条の規定により、被保険者及びその被扶養者の出産費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。

２　前項の資金の貸付事業に係る実施細目については､組合会の議決を経て別に定める。

附　則

（施行期日）

この規約は、平成１９年７月１日から施行する。

ただし、施行期日前の準備金の保有方法については、なお、従前の例による。

附　則

この規約は、平成１９年８月１日から施行する。（東海厚発第 0731019 号）

附　則

この規約は、平成２０年９月１日から施行する。（東海厚発第 0828021 号）

附　則

この規約は、平成１９年１０月１日から施行する。（東海厚発第 0928001 号）

附　則

この規約は、平成１９年１１月１日から施行する。（東海厚発第 1127007 号）

附　則

この規約は、平成２０年３月１日から施行する。

ただし、特定保険料及び法第３条４項に規定する被保険者については、平成２０年４月１日から適用する。

附　則

この規約は、平成２０年４月１日から施行する。（東海厚発第 0311021 号）

附　則

この規約は、平成２０年９月１日から施行する。（東海厚発第 0827013 号）

附　則

この規約は、平成２２年４月１日から施行する。（東海厚発第 0304 第 27 号）

附　則

この規約は、平成２７年４月１日から施行する。（第 47 条平成 27 年 2 月 24 日届出）

附　則

この規約は、令和２年５月１日から施行する。（第 17・19・21・22・29・31・36 条

令和 2 年 4 月 23 日届出）

附　則

この規約は、令和３年４月１日から施行する。（第 7・8・43 条）

（東海厚発第 0325 第 31 号）

附　則

この規約は、令和３年９月１日から施行する。（第 44 条・44 条の 2）

（東海厚発第 0831 第 52 号）

附　則

この規約は、令和８年４月１日から施行する。（第 44 条・47 条の 3・48 条の 2）

（令和 8 年 2 月 20 日届出）

附　則

この規約は、令和８年１０月１日から施行する。（第 46 条の 2、48 条）

（令和 8 年 9 月 18 日届出）